

◆施策の進捗度について

平均進捗率	評 価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

本施策の今後の方向性について

完了	現行プランで完了する
継続（拡充）	現行プランよりも充実させる
継続（現状維持）	現行プランと同程度の規模で継続
継続（縮小）	現行プランよりも縮小して継続
廃止	

施策 基本 目標	事業				総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
	施策名	番号	事業名	担当課					
1	施策 1 就学前の教育・ 保育環境の整備	1	幼保一体化の推進	子ども・若者 政策課 幼児課 幼児施設課	令和3年度までに、公立幼稚園全施設について、認定こども園へ移行することができた。	公立保育所の幼保一体化については、依然として保育需要が高い傾向にあることから、待機児童の解消を最優先とする中、就学前人口の推移を踏まえ、段階的な進め方について検討する必要がある。	A	継続(縮小)	公立保育所の幼保一体化については、依然として保育需要が高い傾向にあることから、待機児童の解消を最優先とする必要があり、引き続き待機児童や就学前人口の推移等の動向を注視し、将来的な実施について検証を進める。
		2	幼稚園教諭・保育士等の確保	幼児課	保育士確保策として新たに事業を開始し、草津市内の保育施設で新たに就労する保育士を確保することができた。	定着応援支援金支給等の保育士確保策については、事業を継続した上で効果を検証していく必要がある。	B	継続(現状維持)	定着応援資金支給等の保育士確保策について継続実施するとともに、利用拡大に向けて広く周知していく。
		3	地域型保育事業への連携等の支援	幼児課	巡回指導員の配置により、個々の施設における保育内容や特別支援保育に対して相談支援を行うことで、各施設における保育の質の向上を図ることができた。	定期的な巡回支援の中で個々の施設に応じた支援を継続していく必要がある。	A	継続(現状維持)	各施設への巡回支援を引き続き行い、保育の質の向上に努める。
		4	多様な主体の参入促進	幼児課	低年齢児の保育需要に応え、小規模保育施設を増設し、円滑な運営にかかる指導・支援を行い、質の高い保育の提供を図ることができた。	小規模保育施設同士の保育内容、運営上の情報共有・交流を行い、各施設における保育の質の向上を促進していく必要がある。	A	継続(現状維持)	小規模保育施設において引き続き質の高い保育が提供できるように、巡回支援を継続する。法令遵守のもと、適切な運営や保育体制となるように市としての支援・指導体制を継続する。また、研修への参加を啓発し、積極的に施設間の情報交換の場を持つ。
		5	3歳児親子通園事業	幼児課	幼稚園での親子通園体験を通して、3歳児が楽しみながら生活経験を広げることができた。こども園化、幼児教育保育の無償化等により3歳児からの就園が増加し、ニーズが低下した。	3歳児親子通園事業で培ったノウハウを今後の0～2歳の未就園児への子育て支援を充実へと活かしていく必要がある。	D	廃止	
		6	公立幼稚園等における2歳児への子育て支援の検討	幼児課	未就園児活動を年間通して実施し、その中で保護者からの子育て相談を受けた。また、必要に応じて随時子育て相談を実施した。	引き続き、年間を通して未就園児活動を実施する。また、子育て相談を実施していることを広く周知していく必要がある。	A	継続(現状維持)	年間を通して未就園児活動を実施する。また、未就園児活動や子育て相談の実施について広く周知していく。
		7	就学前の教育・保育の充実（保育認定）	幼児課 幼児施設課	保育認定について、計画と比較して実績が全体で上回っており、また、量の見込みと比較して定員を確保できており、需要を充足できている。 さらに、保育士確保策として事業を開始し、草津市内の保育施設で新たに就労する保育士を確保することができた。	私立・公立を問わず、保育士等の人材確保が容易ではない状況にある。保育ニーズを満たすためには、確保方策とともに人材の確保が重要であることから、引き続き、保育士確保事業を実施し、保育士の就業継続および離職防止を図る必要がある。 保育士等就職定着応援支援事業等の保育士確保策については、事業を継続した上で効果を検証していく必要がある。	A	継続(現状維持)	保育ニーズを満たすために、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、引き続き、保育士確保事業を実施し、保育士の就業継続および離職防止を図る。 保育士等就職定着応援支援事業等の保育士確保策について継続実施するとともに、利用拡大に向けて広く周知していく。
		8	就学前の教育・保育の充実（教育標準時間認定）	幼児課 幼児施設課	計画と比較して実績が下回っているものの、量の見込みとの比較では定員を確保できており、需要を充足できている。	特になし。	A	継続(現状維持)	教育・保育の需要の動向を注視しながら、引き続き、学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施する。

施策 基本 目標	施策名	事業		総評	総評から見てきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針										
		番号	事業名						担当課									
1	施策 1 就学前の教育・ 保育環境の整備	9	私立施設の認定こども園への移行促進	幼児施設課	民間教育・保育施設の認定こども園への移行については保育所を中心に進んでおり、令和2年3月より6施設増え、令和6年4月時点で18施設（幼保連携型16施設、保育所型1施設、幼稚園型1施設）となっている。 教育・保育のニーズの状況を踏まえながら、教育・保育の質や保育士等の人材確保の状況、施設の面積などの設備要件等を確認するとともに、各事業者に対して移行確認を行い、必要な事務手続き等の支援を実施することにより、移行を進めることができた。	民間保育所が認定こども園へ移行する場合、保育定員を減らして教育定員に振り替える意向を示す施設がある。 私立・公立を問わず、保育士等の人材確保が難しく、待機児童の解消に向け、保育定員の維持・向上を前提とした認定こども園への移行が厳しい状況となっている。	A	継続(現状維持)	保育士等の人材確保に向けた施策の充実を図りながら、就学前人口の推移や保育需要等の動向を見極め、保育定員を維持増員させることを前提として、認定こども園化による必要な手続き等について、引き続き移行支援を実施していく。									
					10	私立保育園の整備	幼児施設課	保育需要が計画を上回るペースで推移していたことを踏まえ、新規民間保育所整備に係る公募を随時実施し、新規開園を実現することができた。	就学前人口や保育需要等の動向は日々変化していることから、情報共有や分析を定期的に行い、必要な定員増を適切なタイミングで実施できるよう努める必要がある。	A	継続(現状維持)	就学前人口の推移や保育需要等の動向を見極めながら、私立保育園の新設、増改築、分園による定員増なども視野に入れ、待機児童の解消に向けた必要な定員増について検討を進める。						
								11	小規模保育施設の展開	幼児施設課	低年齢児の保育需要が計画を上回るペースで推移していたことを踏まえ、必要量について新たな施設整備に係る公募を随時実施し、令和2年度および令和3年度に新規開園を実現することができた。	就学前人口や保育需要等の動向は日々変化していることから、情報共有や分析を定期的に行い、必要な定員増を適切なタイミングで実施できるよう努める必要がある。	A	継続(現状維持)	就学前人口の推移や低年齢児の保育需要等の動向を見極めながら、小規模保育施設の新設による定員増なども視野に入れ、待機児童の解消に向けた必要な定員増について検討を進める。			
											12	幼稚園の改修整備	幼児施設課	公立幼稚園全施設について、幼稚園型認定こども園へ移行し、併せて老朽化対策として必要な整備工事を実施した。	特になし。	A	完了	公立幼稚園全施設について、認定こども園化と併せて必要な改修を実施したことから、引き続き、ファシリティマネジメントに基づく計画修繕を中心とし、施設の状況に応じた維持管理を継続する。
	施策 2 就学前の教育・ 保育内容の充実	13	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修【子・若計画No.56と共通】	幼児課	保育内容や人権、小児医療等様々な分野の研修を実施することにより保育者の資質向上および専門的な知識や技術の向上を図ることができた。また、橋学園との共催研修は保育に即活用できる実技を交えた研修内容としたことで、保育内容の充実につながった。	各施設によって研修参加人数にばらつきがあるため、各施設がより積極的に研修に参加するように周知する必要がある。	A	継続(現状維持)	各施設や保育者のニーズに対応できるような多岐に渡る分野の研修を引き続き開催していく。									
					14	保育実践交流研修の実施	幼児課	公立認定こども園および保育所での保育内容や人権保育の推進状況を交流することにより、互いの良さを取り入れ、各園所での取組を充実させることができた。	今後も継続して各園所での取組を交流し、保育内容を充実させていく必要がある。	A	継続(現状維持)	質の高い就学前教育・保育の充実をめざして、実践交流を継続して行っていく。						
								15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	幼児課	認定こども園、幼稚園および保育所（園）における共通カリキュラムを改訂・実践・検証に取り組んだことで、互いの保育内容を共有しながら、質の高い就学前教育・保育の提供をすることができた。	今後も各園所での保育内容を共有しながら、共通カリキュラムを実践し、必要に応じて見直し・改訂をしていく必要がある。	A	継続(現状維持)	各園所での保育内容を保育内容実践部会で共有しながら、今後も継続して質の高い就学前教育・保育の提供をしていく。また、必要に応じてカリキュラムを見直し・改訂をしていく。			
											16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課 学校教育課	接続推進会議、中学校区での公開保育の実施により、学区でのめざす子ども像を共有し、就学前から小学校への学びの円滑な接続を推進する体制の強化を図ることができた。	教育委員会・各小学校と連携し、各中学校区での公開保育を継続しながら架け橋期の作成に積極的に取り組んでいく必要がある。	A	継続(拡充)	各中学校区で目指す子ども像を共有しながら架け橋期を作成していく。また、教育・保育内容を共通理解しながら、推進体制をさらに強化していく。
														17	幼稚園等ステップアップ推進事業	幼児課	子どもの発達段階に応じた環境構成や教材研究の大切さを学ぶことができ、保育者の指導力を向上させることができた。また、自然体験活動や地域の方との触れ合いなどを通して、人と関わる心地よさを味わうことができた。	保育者の指導力の向上と、園の特色を生かした保育内容の計画、実践、評価を行っていく必要がある。

施策 基本 目標	施策名	番号	事業		総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
			事業名	担当課					
1	施策2 就学前の教育・ 保育内容の充実	18	保育体験・異年齢交流の推進【子・若計画No.6と共通】	幼児課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受け入れを中止することがあったが、感染症予防をしながら中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図り、豊かな人間関係の構築を推進することができた。	地域の実情に応じて、異年齢交流の推進を継続していく必要がある。	B	継続(現状維持)	保育体験や職場体験の受入れ、保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続のために異年齢交流の推進を図るとともに、教育・保育内容にかかる職員間の共通理解や推進体制のさらなる強化を図る。
		19	就学前教育サポート事業	幼児課	現状の園所での支援を見直し、心理と保育の専門分野からのアドバイスを受けることにより、よりよい支援の方向性を検討することができた。	支援が必要な子どもが増加し、関係機関との連携が必要なケースも見られるため、個々のケースに応じたより充実した手立てをしていく必要がある。	A	継続(現状維持)	大学や関係機関との連携により、心理と保育研究分野から保育者への支援を強化し、引き続き心理的負担の軽減と、教育・保育の質の向上を図る。
		20	幼児教育推進体制の充実	幼児課	各園所への指導訪問の実施、新規採用職員、2年目、3年目の職員に対して研修や指導を行うことで、保育の質の向上につながっている。また、保幼小接続推進会議や公開保育に参加し、接続の取組を推進した。	保育職の専門性を活かした業務に専念できるよう兼務業務の負担軽減を行っていく必要がある。	A	継続(現状維持)	引き続き、幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進する。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続にかかる取組を各中学校区で充実させていく。
		21	公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放【子・若計画No.10と共通】	幼児課	コロナ禍においては感染症拡大防止のため、実施なし。コロナ禍後は事業を見直し、園庭解放を継続する園所と未就園児活動の一環として実施する園所があった。	園所の状況に応じて園庭解放を継続し、保護者の育児の相談にも対応できる未就園児活動を充実させていく必要がある。	C	継続(縮小)	園所の状況に応じて園庭解放を継続していく。
	施策3 放課後の居場所 の充実	22	児童育成クラブの充実	子ども・若者政策課	計画どおり、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることができた。	今後も公設・民設ともに、児童育成クラブの運営を適切に行っていく。	A	継続 (拡充)	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた放課後児童クラブ運営指針の改正が検討されていることから、こうした動きも踏まえながら、今後も公設・民設ともに、児童育成クラブの運営を適切に行っていく。
		23	民間による児童育成クラブの整備	子ども・若者政策課	待機児童が生じる年もあったが、児童数が著しく増加する区域に民設民営の児童育成クラブを開設し、概ね適切な受け皿整備を行うことができた。	待機児童を発生させないことを目標に今後も民設児童育成クラブの施設整備を進めていく必要がある。	B	継続 (拡充)	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた放課後児童クラブ運営指針の改正が検討されていることから、こうした動きも踏まえながら、今後定員を超えることが予想される学区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めていく。
		24	児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備	子ども・若者政策課 生涯学習課	地域社会の中で放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、子ども未来部と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室」とこども家庭庁の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を推進できた。	今後も国の動向や市民の要望に応じて適切に支援を行っていく。	A	継続(拡充)	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、適宜、必要な修正を加えながら事業を推進していく。
	施策4 確かな学力向上 等に向けた取組	25	学校施設・設備の充実（小中学校）	教育総務課	非構造部材の耐震改修工事については学校負担を鑑み、2年で1校を改修する計画をしておりましたが、計画的に工事を行うことが出来ました。	児童生徒数が増加している学校があり、児童生徒数が増加している学校を改修すると学校の負担も多く、学校運営に支障が生じることから改修の時期などを検討する必要があります。	A	継続（現状維持）	これまで通り学校負担を鑑み、2年で1校を改修していきたいと考えます。
		26	英語教育推進事業【子・若計画No.14と共通】	学校政策推進課	A L T および J T E を配置することで、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図ることができた。	英語を用いたコミュニケーションの力が伸びつつあるが、1クラスに1人の教師だとコミュニケーション量が少なくなってしまうため、授業改善が必要。	B	継続(現状維持)	英語を用いたコミュニケーション活動をさらに充実させ、小中学校間の円滑な接続を図り、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進します。
		27	道徳教育推進事業【子・若計画No.89と共通】	学校教育課	道徳教育の授業改善に取り組み、子どもたちが道徳教育を学ぶ環境を整えることができた。	子どもたちの道徳性の成長にあたり、今後も学校、地域、家庭の連携の上で、継続した取り組みを続けていく必要がある。	A	継続(現状維持)	引き続き、市道徳部会にて授業力向上に取り組むとともに、県等で開催される研修や口座に教職員が参加することで、道徳教育の質を高め、子どもたちの道徳性を高める授業を実践する。

施策		事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
1	施策 4 確かな学力向上 等に向けた取組	28	教室アシスタント配置事業 【子・若計画No.15と共通】	児童生徒支援課	教室アシスタントを市立小中学校に配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行った。また、教室アシスタントの研修を年間2回実施し、児童生徒への関わり方について理解を深めた。	教室アシスタントへの研修について、毎年テーマが固定化されている部分がある。	A	継続(現状維持)	幅広い分野から講師を招き、研修内容の充実を図ることで、教室アシスタントの資質向上につなげる。
		29	学びの教室プロジェクト 【子・若計画No.16と共通】	児童生徒支援課	「学びの教室」では講義型に加えて少人数型会場を開講、ニーズに合った取組を進めることで参加者の高評価を得た。「放課後自習広場」「放課後こども教室」では少人数実施で集中して課題に取り組むことができ、参加者から高評価を得た。	「学びの教室」では参加者が定員を満たしていないことから、事業の周知に努めることや開催場所や実施形態などより参加者のニーズに合致した形を検討することが必要である。「放課後自習広場」「放課後こども教室」では学校施設を使うなど開催場所が、高学年の学習との兼ね合いが必要である。	B	継続(現状維持)	「学びの教室」は2コース制を継続させるが、参加人数や参加者・保護者アンケートをもとに開催場所や実施形態などを検討する。「放課後自習広場」「放課後こども教室」でも支援員、学校教員向けのアンケートをもとに開催場所や実施形態などを検討する。
		30	国語・英語を中心とした学力向上事業【子・若計画No.17と共通】	学校政策推進課	多くの児童生徒が目標をもって取り組むことで、学習に向かう意欲が向上し、学力の向上と結びついてきている。	目標値としている漢字検定6級取得率は80%程度の達成率だが、英語検定3級以上取得率が目標に達していないため、自律的な学習習慣を形成するためにも継続していく必要がある。	B	継続(現状維持)	検定の種類や対象学年の見直しを行ったり、不登校児童生徒等への対応をさらに充実させたりしながら、継続性のある取組を進めていく。
		31	学校図書館教育の推進	学校教育課	各校に学校司書・学校図書館運営サポーターを配置し、学校図書館を活用した教育の充実につながった。	各校に学校司書・学校図書館運営サポーターを配置を配置してきた取り組みを継続する。	A	継続(現状維持)	引き続き、学校図書館の推進に向け、各校に学校司書・学校図書館運営サポーターを配置を配置する等、事業を継続する。
		32	I C Tを活用した教育の推進【子・若計画No.19と共通】	学校政策推進課	液晶型電子黒板やタブレットP C等を活用した授業や学習が広がり、児童生徒が主体的にタブレットP Cを使えるようになってきている。	令和5年度にアプリが更新されたため、それに対応できるように教員の研究と修養が必要である。また、よりよい実践を市内に広げて拡充するためにも継続した取り組みが必要。	B	継続(現状維持)	児童生徒が1人1台端末を主体的に活用した教育を充実させ、自ら見出した問題解決に向けて主体的・協働的に学ぶ「New草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。
		33	「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進【子・若計画No.18と共通】	学校政策推進課	令和3年度末に当事業を見直し、各校の特色あるプロジェクトについては、研究校指定など各事業において実施することとし、パイオニアスクールくさつ推進事業については廃止しました。		D	廃止	
2	施策 1 子どもの人権を守る環境づくり	34	人権保育・教育の推進【子・若計画No.88と共通】	幼児課 児童生徒支援課	「草津市人権教育基本方針」をもとに、人権教育計画訪問や各種研修などの取組を進めた。「学校の最大の教育環境は教師である」をキーワードに、学校における人権教育の推進に取り組んだ。	これまでの啓発・取組により、人権を保障していくことの必要性は理解されているが、それを実際に行動に移していけるようにすることが必要である。人権教育をめぐる状況が急速に変化し続けていることと合わせ、今後も取組を継続していくことが必要である。	A	継続(現状維持)	引き続き自分らしさを発揮し、共に生きていこうとする子どもの育成および人権尊重を基盤とした学校づくりを進めるとともに、人権をめぐる状況の変化に合わせた研修を実施する。
		35	「子どもの人権110番」強化週間の周知【子・若計画No.25と共通】	人権政策課	計画どおり、8月1日号の広報くさつに掲載しており、概ね順調と判断する。	引き続き広報くさつに掲載し、周知を行う。	A	継続(現状維持)	学校でのいじめや児童虐待など、子どもの人権問題を専門に扱い、子どもからのSOSや地域からの情報をいち早くキャッチできることから、今後も広報くさつへ掲載する。
		36	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知【子・若計画No.93と共通】	商工観光労政課	コロナ禍により街頭啓発や研修会の中止や、啓発手法の変更を余儀なくされたものの、啓発活動の実施により一定の周知は図れたものと考えます。	引き続き、企業内公正採用をはじめとする人権啓発の周知に努めます。	B	継続(現状維持)	企業内公正採用をはじめとする企業へ向けた人権啓発を行います。
	施策 2 虐待防止等要支援児童対策	37	子ども家庭総合支援拠点の設置【子・若計画No.28と共通】	家庭児童相談室	子ども家庭総合支援拠点の設置により、母子保健と家庭児童相談主管課の連携強化が図れ、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援につながった。	児童虐待の相談対応件数は依然多く、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図る必要がある。	A	継続(拡充)	妊産婦、こども、子育て世帯に対する包括的・継続的な支援のため、こども家庭センターを設置し体制強化を図る。

施策		事業			総評	総評から見てきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
2	施策2 虐待防止等要支援児童対策	38	要保護児童対策地域協議会【子・若計画No.75と共通】	家庭児童相談室	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止等となった会議はあったものの、概ね計画どおり実施でき、要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援につながった。	要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援のため、関係機関の連携を継続する必要がある。	A	継続(現状維持)	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行う。
		39	家庭児童相談体制の充実【子・若計画No.29と共通】	家庭児童相談室	保健師や社会福祉士など専門職の配置、県等が主催する研修への積極的な参加により、子どもや家庭にかかる相談体制の充実を図れた。	複雑化、多様化する子どもや家庭にかかる相談対応のため、職員の専門性の向上が必要である。	A	継続(現状維持)	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、子どもや家庭にかかる相談に応じる体制を充実させる。
		40	児童虐待防止に関する啓発の推進【子・若計画No.76と共通】	家庭児童相談室	児童虐待にかかる相談窓口の周知や関係機関等への研修の実施等により、市民や関係機関による児童虐待通告につながったことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図れた。	市民や関係機関など社会全体で児童虐待防止の取組を推進するため、継続して児童虐待にかかる相談窓口の周知や関係機関等への研修を実施する必要がある。	A	継続(現状維持)	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、適切な支援が図れるよう継続して児童虐待にかかる相談窓口の周知や関係機関等への研修を実施する。
		41	養育支援ヘルパー派遣事業【子・若計画No.77と共通】	家庭児童相談室	実績値が計画値を下回っているものの、支援が必要な家庭にヘルパー派遣を行うことで、子育ての負担軽減を図り、良好な育児環境を整えることにつながった。	ヘルパー派遣の必要性を適切にアセスメントしたうえで、子育ての負担軽減を図り、良好な育児環境を整える必要がある。	B	継続(現状維持)	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭等に対して家事育児のヘルパーを派遣する。
		42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実【子・若計画No.78と共通】	家庭児童相談室	令和2年度、令和3年度については実績値が計画値を下回ったものの、利用啓発等により年々実績が増加したことで、保護者のレスパイトや子どもの夜間放置等の未然防止につながった。	啓発等による利用促進に努めたうえで、継続利用者については家庭状況をより詳細に把握し子どもへの影響等をアセスメントし、適切な利用につなげる必要がある。	A	継続(現状維持)	短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育する。夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育する。
		43	養育支援訪問事業【子・若計画No.79と共通】	子育て相談センター	訪問延べ件数は増加しており、対象者を確実に捉えることができるシステムが確立できており、必要な人に必要な相談、指導、助言等の支援が行えている。	ケース増加に伴い、支援する人員の確保やより適切な産後の養育に繋げるため、妊娠中の相談、指導、助言等の支援に力を入れる必要がある。	A	継続(現状維持)	養育支援会議やリスクアセスメント会議にて養育支援を必要とするケースの抽出と支援方針の決定を行い、その後の訪問等による相談、指導、助言等の支援についても特に妊娠期や出産直後からの支援に力を入れて行っていく。
	施策3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用【子・若計画No.45と共通】	子ども・若者政策課	要望のある児童に対し、適切に支援を行うことができていく。	今後も要望に応じて適切に支援を行っていく	A	継続(現状維持)	今後も要望に応じて適切に支援を行っていく
		45	特別児童扶養手当【子・若計画No.46と共通】	子ども家庭・若者課	障害のある子どもをもつ家庭に特別児童扶養手当を支給することで、児童の福祉の増進を図ることができた。	引き続き適正な認定および支給事務を行う必要がある。	A	継続(現状維持)	引き続き適正な認定および支給事務を行う。
		46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成【子・若計画No.48と共通】	子育て相談センター	継続的な利用はあるものの、利用希望者数が少なかったため、利用件数が少なくなっている。	ファミリー・サポート・センター事業の周知および利用啓発を行うなかで、障害のある子どもへの利用助成についても特に周知を行い、利用対象者へ情報提供できるようにする必要がある。	B	継続(現状維持)	ファミリー・サポート・センター事業の周知および利用啓発を行うなかで、障害のある子どもへの利用助成についても、特に周知を行っていく。
		47	訪問時・健診時・相談支援事業時等の言語通訳・手話通訳者派遣	子育て相談センター 発達支援センター	言語通訳を必要とする対象者が減少している。草津市在住のベトナム人が増加しており、通訳をタブレットで行うことが多くなっている。（ベトナム語通訳の派遣がないため）	ベトナム人の増加に伴い、ベトナム語の通訳の必要性が増加している。	B	継続(現状維持)	今後も妊娠届出時や各種母子保健事業や相談窓口で通訳の必要があれば、事前に調整し必要な情報提供や相談対応が円滑に行えるよう調整いたします。

施策		事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
2	施策3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業【子・若計画No.31と共通】	発達支援センター	発達に支援が必要な子どもに対して、各種相談業務を実施しながら早期発見、支援に努めた。また、乳幼児期から成人期にかけて多様な相談ニーズに対応するために専門職を配置し、関係機関と連携しながら相談支援の充実に取り組んだ。	相談支援のニーズの多様化や延べ相談件数の増加に対応し、切れ目のない相談支援を進めるために個別の支援計画等を活用しながら関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図る必要がある。	B	継続(現状維持)	障害の早期発見、支援に取り組むとともに、乳幼児期から成人期のライフステージを通して多様な支援のニーズに応じるため、関係機関と連携しながら専門的な相談支援を進める。
		49	湖の子園の充実【子・若計画No.49と共通】	発達支援センター	体験教室を利用した保護者の療育への理解が進み、必要な療育を受けてもらいやすくなった。また、民間事業所が増えて保護者にとってニーズに合わせて選択できるようになった。	湖の子園の療育については、さらに低年齢の乳児、また医療的ケアが必要な児童や重度の障害がある児童に対応できる専門性が求められてきている。 また、民間の事業所との連携の中心になっていく必要がある。	A	継続(現状維持)	発達支援センター「湖の子園」を中心に、地域で安心して専門的な療育を受けられる体制を整えるとともに、民間事業所や関係機関と連携をしながら、地域におけるインクルージョン推進の役割を担う。
		50	障害児福祉サービスの推進【子・若計画No.42、43、50～55と共通】	発達支援センター 障害福祉課	【障害福祉課】 新型コロナウイルス感染症の影響で事業全体の利用が減少した。しかし、コロナ禍が明けたことで利用を再開する声が多く、加えて障害のある人の数の増加に伴い、延べ利用時間・実利用者数ともに増加する見込みである。 【発達支援センター】 サービスの利用者数はおおむね増加傾向にあり、身近な地域で子どもの発達支援や家族の就労支援等の多様なニーズに応じて通所や訪問による支援を実施した。	【障害福祉課】 事業所の数に比べ利用希望者の数が多いため、利用者の希望日にサービスを受けられないなどの課題がある。 【発達支援センター】 通所や訪問による子どもの発達支援や家族支援の充実を図るため、質の高いサービスの提供を進めるとともに児童発達支援センター（草津市発達支援センター）が地域の障害児支援の中核的役割を担うことができるように体制の充実を図る必要がある。	A	継続(現状維持)	【障害福祉課】 今後増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めたいうえで、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する。 【発達支援センター】 地域の障害児支援の充実を図るため、児童発達支援センター（草津市発達支援センター）の機能強化に努めることで、教育・保育施設におけるインクルージョンを支援し、児童発達支援事業所等への助言や相談支援の強化に取り組みます。
		51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	幼児課	関係機関と連携をとり、研修会や障害児保育検討委員会等を実施することにより、職員の障害児への理解が深まり、個々の思いや困り感に寄り添った支援につながった。	今後も関係課と連携を密にとり、職員の障害児保育に対する理解をさらに深め、資質向上に努めていく必要がある。	A	継続(現状維持)	障害児保育（特別支援教育）にかかる研修を継続して実施し、個々に応じたより良い支援を行っていく。
		52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼児課	障害児保育（特別支援教育）研修を実施し、職員の障害児保育への理解が深まった。	要支援児が増加し支援の内容も多岐に渡るため、研修への参加を促し、職員の資質向上に努める必要がある。	A	継続(現状維持)	引き続き、障害児保育（特別支援教育）研修の充実を図っていく。
		53	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での外国につながる子どもへの支援の充実	幼児課	外国につながる子どもの入園が増加する中で、保育の中で外国の文化に触れる機会を作り、異文化への興味関心を高めることができた。また、多言語翻訳サービスを活用しながら、保護者とのコミュニケーションを図った。	多言語翻訳サービスの他、やさしい日本語も活用しながら、保護者とのコミュニケーションを図り、必要な情報をわかりやすく伝えていく必要がある。	A	継続(現状維持)	異文化に親しみをもてるように保育内容を工夫していく。また、多言語翻訳サービスとやさしい日本語を併用し、保護者とのコミュニケーションを図っていく。
		54	医療的ケア支援員配置事業【子・若計画No.58と共通】	幼児課 児童生徒支援課	（幼児課）関係機関と連携しながら、個々に応じた医療的ケアを行い、安心安全な保育を提供することができた。 （児童生徒支援課）関係機関と連携しながら、医療的ケアを必要とする児童生徒と必要としない児童生徒がともに学びあうことができる仕組みを作ることができた。	（幼児課）医療的ケア児の入所希望が増加しており、看護師の確保に努め、個々のケア内容に適切に対応していく必要がある。 （児童生徒支援課）看護師の確保のため、次の年度に向けて早い段階から関係機関と連携し、希望人数の把握に努める必要がある。	A	継続(現状維持)	（幼児課）入所を希望する医療的ケア児に対応できるよう看護師確保に努めていく。 （児童生徒支援課）希望する医療的ケア児に対応できるよう看護師確保に努めていく。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の社会的自立を図る。
		55	障害児福祉手当【子・若計画No.47と共通】	障害福祉課	要件を満たす対象者に適切に手当の支給を実施することが出来た。	手当の受給要件を満たす利用者が適切に手当支給がなされるよう周知について検討する必要がある。	A	継続(現状維持)	手当の受給要件を満たす利用者への周知を引き続き実施する。
		56	障害児の医療費助成【子・若計画No.44と共通】	保険年金課	新型コロナウイルス感染症の拡大により、見込助成件数を下回る年度があったが、近年は見込件数を超える助成を行っている。	今後も必要な医療費については、継続して助成を行っていく。	A	継続(現状維持)	引続き、必要な医療費の助成を行っていく。

施策 基本 目標	施策名	事業		総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
		番号	事業名					
2	施策3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	57	インクルーシブサポーターの配置【子・若計画No.59と共通】	児童生徒支援課	関係機関と連携しながら、重度の障害がある児童生徒とない児童生徒がともに学びあうことができる仕組みを作ることができた。	A	継続(現状維持)	希望する重度の障害がある児童生徒に対応できるように、教職員や特別支援教育コーディネーター等への指導・助言を行うことができる人材の確保に努めていく。
		58	外国人児童生徒等への相談補助事業	児童生徒支援課	年によって通訳業務・翻訳業務の利用実績にばらつきがあったが、生徒・保護者と学校をつなぐための確に支援を行うことができた。	B	継続(拡充)	・通訳業務・翻訳業務 ・外国にルーツをもつ子どもたち、保護者のための「日本の学校」説明会の実施
		59	児童向け外国語資料の収集・提供	図書館	多文化資料を収集し、外国語絵本の就学前施設用セットを作成したことで、様々な子どもたちへ読書環境を提供することができた。	B	継続(現状維持)	引き続き多文化資料の新刊を積極的に購入し、読書環境の充実に努める必要がある。
2	施策4 安全安心な子どもの生活環境の整備	60	赤ちゃんの駅	子育て相談センター	登録施設は多くあるが、相談会の利用が限定されている。	A	継続(現状維持)	登録施設の状況や様子を見ていく必要がある。また、可能な範囲で相談会の利用を促していく。
		61	認定こども園、幼稚園および保育所(園)や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	幼児課 学校教育課	国の指針やマニュアルを基に、関係機関と連携しながら、火災・地震・水害や不審者対応、救命救急等、各種マニュアルの策定と日頃からの訓練を実施することができた。 (学校教育課)各施設において学校防災マニュアルや危機管理マニュアルを備え、日頃から活用できるように点検を行った。また、学校防災教育アドバイザーと連携して効果的な避難訓練の実施することができた。	A	継続(現状維持)	消防署、関係機関等の協力を得ながら、火災・地震・水害などの防災、不審者対応、救命救急などの各種マニュアルを活用していく。また、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、様々な災害を想定した訓練を実施する。 (学校教育課)引き続き、学校防災マニュアルや危機管理マニュアルの点検を行い、日頃から災害対応できるように定期的な訓練を実施する。
		62	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進【子・若計画No.90と共通】	危機管理課	地域からの要望箇所が予定より少ないことにより計画を下回る部分があるものの、防犯灯や防犯カメラの整備および維持により、犯罪の起こりにくい環境整備を推進することができた。	A	継続(現状維持)	防犯灯、防犯カメラの整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。
		63	交通安全教育の推進	交通政策課	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期交通安全教室の開催回数が減少していたものの、開催回数は回復傾向にあり、草津市内の小学校・認可園等において、概ね交通安全教育の充実を図ることができた。	B	継続(現状維持)	今年度以降も引き続き、交通安全教室を開催するとともに、各施設に対して当該教室の周知や利用促進を実施し、更なる交通安全教育の充実を図る。
		64	自転車安全安心利用教室(スケアードストレート方式等)の開催	交通政策課	各中学校と十分に調整を行い、大きな問題も無くスケアードストレート方式の自転車安全安心利用教室を実施することができた。	A	継続(現状維持)	今年度以降も引き続き、各中学校と調整を行い自転車安全安心利用教室を実施する。
		65	通行者の安全確保のための歩道整備	道路課	計画区間については、予定どおり着実に対策を実施できており、歩道のバリアフリー化により通行者の安全かつ快適な移動の確保に寄与している。	A	継続(現状維持)	引き続き遊具点検、植栽管理を適切に行い、安全で快適に利用できる公園づくりを進める。

施策		事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
2	施策4 安全安心な子ども の生活環境の 整備	66	公園の良好な維持管理	公園緑地課	地元からの要望に応じて適宜遊具の修繕や樹木の剪定、伐採等を行った。再整備事業についても概ね計画通り実施している。	公園の利用状況や地域の世帯状況等に応じた遊具や植栽の配置を行う必要がある。	A	継続(現状維持)	引き続き遊具点検、植栽管理を適切に行い、安全で快適に利用できる公園づくりを進める。
		67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	草津川跡地整備課 公園緑地課	くさつシティアリーナについて、プロスポーツの試合等の競技大会の他にも、文化イベントやコンベンションといった、大規模集客事業を複数開催し、にぎわいを創出できた。草津川跡地公園については、市民の憩いの場や、多様な市民活動の場、また、多くの人が関わる魅力的な空間となるよう、指定管理者による管理運営を行い、多くの方に来園して利用いただくとともに各種イベント等の取り組みや活動により、にぎわいを創出できた。	くさつシティアリーナについて、イベントや競技大会等と、一般利用とのバランスを考慮した予約調整が必要である。草津川跡地公園について、多様な市民ニーズを踏まえ、子どもや子育て世帯をはじめとして誰もが今後も継続して利用できる公園を目指し、引き続きにぎわいの創出に取り組んでいく必要がある。	A	継続(拡充)	くさつシティアリーナについて、引き続きプロスポーツやイベント等の大規模集客事業の開催するとともに、一般利用の方々にも不便なく利用いただけるよう予約調整を行う。草津川跡地公園について、引き続き多様な市民ニーズを踏まえ、未整備区間（区間6）の整備の推進と整備済み区間（区間2・区間5）の管理運営を推進し、にぎわいの創出に取り組んでいく。
		68	通学路の安全対策の実施	学校教育課	地域、学校、警察、道路管理者等、関係機関と連携を図りながら、通学時の見守りや、通学路の安全点検を実施し、子どもたちの安全の確保と向上に寄与することができた。	既に点検を実施した上で要望に対応できないと決定した案件が継続して要望されることがあり、合同点検に要望者も参加を求めるものの、参加率は低く、点検結果に対して要望者の理解が得にくい。	A	継続(現状維持)	引き続き、現行の見守り体制、通学路合同点検を実施していく。
	施策5 子育ての経済的 負担の軽減	69	児童手当	子ども家庭・若者課	対象家庭に児童手当を支給することで、児童福祉の増進を図り、子育ての経済的負担の軽減を行うことができた。また、子ども・子育て支援法等の一部が改正され、令和6年10月分から対象年齢の引き上げや所得制限の撤廃など、拡充が行われることとなった。	引き続き適正な認定および支給事務を行う必要がある。	A	継続(拡充)	令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」や子ども・子育て支援法等の改正内容を踏まえ、引き続き適正な認定および支給事務を行う。
		70	認定こども園、幼稚園および保育所（園）の保育料軽減	幼児課	国の基準を下回る保育料を継続することができた。	特になし。	A	継続(現状維持)	無償化の対象外となる児童に対し、引き続き国の基準を下回る保育料を継続していく。
		71	乳幼児医療費の助成	保険年金課	新型コロナウイルス感染症の拡大により、見込助成件数を下回る年度があったが、近年は見込件数を超える助成を行っている。	今後も必要な医療費については、継続して助成を行っていく。	B	継続(現状維持)	引続き、必要な医療費の助成を行っていく。
		72	小中学生・高校生等医療費の助成	保険年金課	新型コロナウイルス感染症の拡大により、見込助成件数を下回る年度があったが、令和5年10月より助成対象者を高校生等まで拡大し、近年は見込件数を超える助成を行っている。	今後も必要な医療費については、継続して助成を行っていく。	A	継続(現状維持)	引続き、必要な医療費の助成を行っていく。
	施策6 子どもの貧困対策	73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【子・若計画No.64と共通】	子ども家庭・若者課	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げていくため実施しているが、例えば既に就職している場合等は、高等学校卒業程度認定だけではより良い条件での転職が困難である等の理由により受給者が少ない。	高等学校卒業程度認定後のライフプランを含めた案内、相談を行い、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げていく必要がある。	C	継続(現状維持)	高等学校卒業程度認定取得後に、資格等を取得することで、ひとり親家庭の自立に繋がる。引き続き、相談者の家庭の状況を十分把握したうえで、自立に必要な相談に応じていく。
		74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業【子・若計画No.65と共通】	子ども家庭・若者課	相談家庭の現状から将来設計を立て、自立に必要なとされる資金の貸付を行った。	引き続き、ひとり親家庭の自立への相談支援が必要である。	B	継続(現状維持)	引き続き、相談者の家庭の状況を十分把握したうえで、自立に必要な貸付相談に応じていく。

施策 基本 目標	施策名	事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
		番号	事業名	担当課					
2	施策 6 子どもの貧困対策	75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）【子・若計画No.66と共通】	子ども家庭・若者課	子どもの悩みに寄り添いながら、生活指導、学習支援、食事の提供を行い、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」を提供することで、子どもの自己肯定感を高めることにつながり、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの生活の向上を図ることができた。	居場所に参加する子どもの生活の向上を図ることができたものの、定員に対して参加者が少ないことから、子どもとの関りの深い関係機関と連携して、支援を必要とする子どもを居場所につなげていくとともに、利用者が参加しやすい環境を整える必要がある。	B	継続(現状維持)	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」なども踏まえながら、居場所の運営を通じて、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの生活の向上を図り、子どもの貧困対策に取り組む。
		76	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業	幼児課	個人の所得や状況に応じて、適切な実費徴収を行った。	特になし。	A	継続(現状維持)	今後とも適切な実費徴収を継続していく。
		77	生活困窮者自立支援事業【子・若計画No.60と共通】	人とからしのサポートセンター	計画期間を通して、経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を実施した。	経済的な問題等生活上の困難に直面している人は常に発生するため、自立相談支援体制を継続して整える必要がある。	A	継続(現状維持)	継続して、経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を実施する。
		78	生活保護制度における教育扶助【子・若計画No.61と共通】	生活支援課	生活保護世帯の子どものを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給し、子どもの貧困対策に寄与した。	生活保護を受給する世帯は増加傾向にあり、引き続き生活保護世帯の子どものを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給し、子どもの貧困対策に努める必要がある。	A	継続(現状維持)	継続して生活保護世帯の子どものを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給し、子どもの貧困対策につなげる。
		79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援【子・若計画No.61と共通】	生活支援課	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として進学準備給付金を支給した。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じた。	生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に新生活立ち上げの費用として給付金を支給したが、就労した際に新生活立ち上げの費用は支給していない。	A	継続(拡充)	継続して生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に新生活立ち上げの費用として給付金を支給するとともに、就労した際にも新生活立ち上げの費用として給付金を支給する。
		80	生活保護制度における入学準備金【子・若計画No.61と共通】	生活支援課	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給し、子どもの貧困対策に寄与した。	生活保護を受給する世帯は増加傾向にあり、引き続き生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給し、子どもの貧困対策に努める必要がある。	A	継続(現状維持)	継続して生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給し、子どもの貧困対策につなげる。
		81	子育て世帯への公営住宅の供給【子・若計画No.72と共通】	市営住宅課	子育て困難世帯に対し、子育て世帯専用の募集枠を設置するとともに、子育て世帯に対する優遇倍率の適用および収入要件の緩和をすることで、子育て世帯へ公営住宅を供給でき、生活の質の向上に繋がっている。	供給数に限りがあり、十分な戸数を子育て世帯へ供給することができていない。	B	継続 (現状維持)	子育て世帯に対する供給数が増加するよう、支援を継続する。
		82	就学援助費給付	学校教育課	就学援助費の給付を必要とする保護者からの申請に対して、適正に要件審査を行い、補助を必要とする申請者に給付を行うことで、児童生徒の教育機会を保障することにつながった。	申請に基づく給付制度のため、給付対象となりうるが申請ができていない保護者がいる可能性がある。児童生徒の家庭生活実態にかかる制度であるため、目立った広報は控えているが、ホームページ、広報、入学説明会や学校での周知を行う等、給付を必要とする方への周知につとめ、令和5年度は情報共有アプリによる通知も実施している。今後も制度を必要とする保護者へのどのように周知していくかが課題である。	A	継続(現状維持)	これまでに引き続き、国基準に準拠しながら、就学援助費の給付を行っていく。
3	施策 1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援	83	結婚新生活支援事業	子ども・若者政策課	申請を希望される新婚世帯に対して、必要な支援を行うことができた。	令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略では、2030年までに少子化トレンドを反転させることができるかどうかの重要な分岐点とされており、令和6年3月に当市で実施した「子ども・若者の意見を聞く機会アンケート」でも、結婚や出産、子育て支援について、経済的支援とする回答が最も多い結果となった。	B	継続(拡充)	経済的な理由から婚姻に踏み出せない世帯の支援につながるよう、国や県の制度や取組とのさらなる連携を図りながら、制度の充実や活用の促進を図っていく。

施策 基本 目標	施策名	事業		総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針	
		番号	事業名						担当課
3	施策1 結婚・妊娠・出産期からの切れ目のない支援	84	妊婦健診費の助成	子育て相談センター	実施予定と実績は、概ね差異なく妊婦健診受診券を発行した。市民から「助成額を増やしてほしい」との声や、経済的負担を理由に定期受診しない妊婦がいるため、R6より妊婦健康診査の公費助成額を3, 300円から5, 000円に拡大した。	公費助成拡大後も、基本健康診査や妊娠に伴う検査費に自己負担が生じる状況があり、一層の拡大を図る必要があります。	A	継続(拡充)	妊産婦が安心して出産し、子どもを産み育てることができるよう、妊産婦の健康管理の充実や保護者の経済的負担の一層の軽減を図ります。
		85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター	出生数の低下の影響により訪問見込み件数に対して訪問件数は下回っている状況である。訪問対象者に対する訪問率はR2年度は新型コロナウイルス感染症のため91％台であるが、R3年度以降は95％以上を維持している。	未訪問の家庭については、訪問前に市外へ転出するケースが含まれているため、転出先での訪問の実施状況は確認できていない。	A	継続(現状維持)	出生後の手続きに来所された際、訪問前に転出の可能性のあるケースに関しては転出先での訪問の情報提供を行い、転出先での訪問につなげる必要がある。
		86	子育て相談センターでの相談の実施【子・若計画No.30と共通】	子育て相談センター	令和2年～令和5年において実施予定数の80％以上達成することができている。母子手帳交付時の専門職による面談を通して、妊娠期から支援が必要な妊婦の把握に努め必要な情報提供や継続支援を図ることができた。継続支援が必要な妊産婦や乳幼児に対して関係課と連携し適切な支援を行うことができた。また、R2年度よりオンライン相談を開始し、実際の食事場面の確認等オンラインの特性を活かした相談を行うことができた。	引き続き妊娠・出産・子育てにおいて効果的な支援を行うことができるよう、多様化する相談ニーズの把握を行い、内容に応じた相談手法や支援方法を検討する。	A	継続(現状維持)	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、引き続き様々な手法を用いて専門職による総合相談や情報提供を実施し、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげる。
		87	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	子育て相談センター	産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ることができた。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続した支援につなげることができた。	個人の事情に合わせた対応を行い、必要な支援につなげていく必要がある。	A	継続(現状維持)	産後1か月頃までの産婦に電話相談を行い、産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ります。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続して支援します。
		88	産後ケア事業の実施	子育て相談センター	産後（生後）家族等から十分な支援が受けられず、心身の不調がある、または、育児不安がある産婦に対し、適切にサービス利用を促し、利用に繋げることができた。また、サービス利用にかかる自己負担について補助をすることでより多くの対象者の利用につなげることができた。	対象者の増加に伴い、受け入れ施設の開拓や通いのサービスの設置についても検討が必要となっている。	A	継続(拡充)	対象者の増加に伴い、受け入れ施設の開拓や通いのサービスの設置を行っていく。
		89	マタニティマークの普及啓発	子育て相談センター	様々な媒体を使用し、マタニティマークの周知を図ることができた。	マタニティマークについて、幅広い年代の方に周知することができるよう、周知方法を必要時みなおしながら継続していく必要がある。	A	継続(現状維持)	幅広い年代へマタニティマークの周知を行うにあたり、周知方法や周知先として、現行の妊娠届出時のチェーンホルダーの配付や、市ホームページ、市民課とイオンモールのデジタルサイネージへの掲載に加え、社会福祉協議会やまちづくりセンター等効果的な周知先について検討し、妊婦が安心して外出することができるよう支援します。
		90	ベビーカーマークの普及啓発	子育て相談センター	様々な媒体を使用し、ベビーカーマークの周知を図ることができた。	ベビーカーマークについて、幅広い年代の方に周知することができるよう、周知方法を必要時みなおしながら継続していく必要がある。	A	継続(現状維持)	幅広い年代へベビーカーマークの周知を行うにあたり、周知方法や周知先として、現行の妊娠届出時のチェーンホルダーの配付や、市ホームページ、市民課とイオンモールのデジタルサイネージへの掲載に加え、社会福祉協議会やまちづくりセンター等効果的な周知先について検討し、妊婦が安心して外出することができるよう支援します。
91	出産一時金の支給	保険年金課	被保険者の出産に基づき、滞りなく出産育児一時金の支給を行っている。	今後も滞りなく出産育児一時金の支給を継続して行う。	B	継続(現状維持)	引き続き、国民健康保険の被保険者が出産した際、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給する。		

施策		事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
3	施策2 子どもと家庭の 健康な生活の支 援	92	多胎児家庭ホームヘルパー 派遣事業【子・若計画 No.74と共通】	子ども家庭・ 若者課	育児の負担の大きい多胎児家庭に対して、家事や育児のヘル パー派遣を行うことで、保護者の精神的および身体的負担の 軽減を図り、子育て世帯の孤立防止を図ることができた。	利用希望者の希望通り派遣決定を行えるように、事業受託者 の拡大を図り、家事や育児の負担軽減を行う必要がある。ま た、必要に応じて関係機関と連携し、必要な支援につなげ る。	B	継続(現状維 持)	3歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派 遣し、家事や育児の支援を行う。関係機関と連携し、引き続 き必要な支援につなげる。
		93	草津っ子サポート事業 【子・若計画No.5と共通】	子ども家庭・ 若者課	対象家庭全体からみた利用率は低い、サービスを利用した 家庭では、子育て中の身体的、精神的負担の軽減につながる とともに、支援を要する家庭の早期発見にもつながった。	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣 し、家事や育児の支援を行う。関係機関と連携し、引き続き 必要な支援につなげる。	A	継続(現状維 持)	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣 し、家事や育児の支援を行う。関係機関と連携し、引き続き 必要な支援につなげる。
		94	乳幼児健診の実施	子育て相談セ ンター	コロナ禍後、受診率が増加しており、R4年度以降は95%を維 持している。	年齢が上昇するに伴い、受診率が低下する傾向にあるため、 引き続き健診受診時に必要性を周知するとともに、未受診者 については電話や訪問、関係機関との連携により状況把握に 努め受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。	A	継続(現状維 持)	受診率の向上に向けて、未受診者の理由について把握し受診 勧奨方法について、引き続き検討していく。
		95	離乳食レストランの充実	子育て相談セ ンター	予定実施回数通りに実施できた。	離乳食等、食事に対する悩みや不安がある保護者が増えてき ており、引き続き離乳食レストランを開催することで、保護 者同士の交流や知識の普及を通じ、食に関する不安の軽減に 努める必要がある。	A	継続(現状維 持)	栄養や食生活に関する正しい知識を身につけて、保護者同士 の交流を通じて、食に関する不安や悩みが軽減できるよう、 離乳食レストランを実施します。
		96	家庭訪問における相談の実 施	子育て相談セ ンター	過去の年度と比較し、訪問件数が増加しており、よりきめ細 やかな訪問相談につながっている。	伴走型相談支援の開始に伴い、妊娠期からといった早期に支 援が必要なケースを見逃さず、より丁寧な相談支援を行う必 要がある。	A	継続(現状維 持)	妊娠期からといった早期に支援が必要なケースに対して、き め細やかで丁寧な相談・訪問支援を行うことで、妊娠期から 保健師との信頼を構築し、産後に安心して相談できる関係性 作りを行う。
		97	子どもの事故防止に向けた 啓発や情報提供	子育て相談セ ンター	すこやか手帳交付時や乳幼児健診等でのチラシの配布、ま た、すこやか訪問2回目で家庭環境を確認し、出生時から継 続的に乳幼児の事故予防について啓発できた。	年齢に応じた事故予防についての啓発を徹底し、事故を把握 した際は状況把握を行い、必要に応じて専門職種で支援を検 討していく。	A	継続(現状維 持)	引き続き、出生時から継続的に乳幼児の事故予防について啓 発する。
		98	たばこ対策事業	子育て相談セ ンター	アンケートを通して喫煙状況を把握し、妊産婦やパート ナー、乳幼児の保護者へ禁煙や受動喫煙防止に関する情報提 供を行うことができた。	引き続き面談や訪問、健診などの様々な機会を捉えて喫煙に よるリスクを周知することに努める必要がある。	A	継続(現状維 持)	面談や訪問、健診など機会に啓発用品を配布し喫煙によるリ スクを周知する。
		99	公立認定こども園、幼稚園 および保育所や学校、就学 時の健康診断の実施	幼児課 学校教育課	(幼児課) 在籍する乳幼児の健康の保持・増進を図るため、 定期健康診断を実施した。 (学校教育課) 健康診断の重要性について理解してもらえ るよう各学校や教育委員会で周知を実施し、必要な幼児・児 童・生徒に必要な健康診断の機会が与えられるよう努めた。	(幼児課) 未受診者への積極的な受診勧奨の必要がある。 (学校教育課) 児童生徒へのプライバシーの徹底等、保護者から の多様な要望に対応することもあり、学校現場で対応に苦慮 している。また、学校医の検診時の負担が大きく、学校医の 確保が難しい。	A	継続(現状維 持)	(幼児課) 乳幼児からの健康維持・促進を図り、保護者への 健康指導を引き続き充実させる。 (学校教育課) これまでから引き続き、学校での検診および就 学時健診を実施していく。
		100	市内小児科医療機関の情報 提供	健康増進課	広報くさつ、市ホームページ、さわやか健康だより等を活用 し、救急医療に関する情報提供を行いました。また、「医療 ネット滋賀」を通じて、県内医療機関の診療内容等を3 6 5 日2 4 時間提供できる環境を提供することができました。	今後においても、誰もがが必要な医療情報等を必要とするタイ ミングで取得できるなど、安心して子どもを産み育てること のできる環境づくりを行う必要があります。	A	継続(現状維 持)	広報くさつ、市ホームページ、さわやか健康だよりを活用 し、救急医療に関する情報提供を行います。また、「医療 ネット滋賀」を通じて、県内医療機関の診療内容等を3 6 5 日2 4 時間提供できる環境を提供します。
		101	予防接種の実施	健康増進課	草津栗東医師会の協力をいただきながら、市内医療機関等で 定期予防接種を円滑に実施することができました。また、接 種忘れの多い予防接種(D T、MR、日本脳炎、H P V) に ついては、未接種者に個別勧奨通知を行うなど、接種を希望 される方が接種機会を逃すことがないよう周知・啓発を行う ことができました。	草津栗東医師会等と連携を図りながら、市内医療機関等にお いて定期予防接種を実施するとともに、接種を希望する方が 接種時期を逃すことのないよう周知・啓発を行っていく必要 があります。	A	継続(現状維 持)	草津栗東医師会等と連携を図りながら、市内医療機関等にお いて定期予防接種を実施するとともに、接種を希望する方が 接種時期を逃すことのないよう周知・啓発を行います。

施策 基本 目標	施策名	事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
		番号	事業名	担当課					
3	施策2 子どもと家庭の 健康な生活の支 援	102	小学校体力向上プロジェク ト事業	学校教育課	短時間運動プログラムの充実、小学校体育草津市モデルの更 新と活用を進め、児童の体力向上やスポーツ傷害の予防、教 員の授業力向上につなげることができた。	令和5年度をもって、小学校体力向上プログラム事業第三期 が完了したことから、これまでプログラムで培ってきたノウ ハウを小学校体育充実事業に反映させて行く必要がある。	A	廃止	
		103	中学校体力向上プロジェク ト事業	学校教育課	体育の授業や部活動でのけが人のデータを収集・検証、ス ポーツ傷害予防に関する実技講習会の実施、運動部活動指導 員・支援員の配置を行い、生徒の体力向上、スポーツ傷害予 防、教員の授業力向上につなげることができた。	令和5年度をもって、中学校体力向上プログラム事業第三期 が完了したことから、これまでプログラムで培ってきたス ポーツ傷害予防に関する実技講習会等を教職員研修等で定期 的に実施していく必要がある。	A	廃止	
		104	ジュニアスポーツフェス ティバルの開催	学校教育課	本事業に対する児童へのアンケートでは肯定的な回答が9 7%を占めており、子どもたちの体力や運動能力の向上、ス ポーツへの関心を高めることができた。令和5年度全国体 力・運動能力、運動習慣等調査において、小学5年生男女で 8種目合計点数が増加、運動やスポーツをすることについて 「好き」と回答する割合が小学5年生男子で増加するといっ た効果が出てきている。	体力・運動能力調査において、小学5年生女子の運動・ス ポーツが好きと答えた女子の割合が減少している。	A	継続(現状維 持)	これまでの全校一斉に実施していた「ジュニアスポーツフェ スティバル」を新しい形として、アスリートの鍛え上げられ た技の素晴らしさや、スポーツの魅力に触れる中で、様々な スポーツに関心を持ち、進んで運動しようとする態度を育て る「レッツエンジョイスports」と多くの子どもの運動機会 を創出する「なわとびチャレンジKUSATSU」を実施する。 (令和5年度から実施)
	施策3 健康な心身を育 てる食育の推進 施策	105	栄養相談の実施	子育て相談セ ンター	必要に応じて電話や訪問、オンライン等で栄養相談を継続し て実施できている。	乳幼児期の子どもを持つ保護者の食事に関する悩みは多い。 単発の相談では保護者の不安や悩みを解消できない場合があ るため、その時は相談後のフォローも継続して行う。	A	継続(現状維 持)	継続して乳幼児健診や電話・訪問等での栄養士による栄養相 談を実施する。
		106	認定こども園、幼稚園およ び保育所(園)での食育の 推進【子・若計画No.11と 共通】	幼児課	乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねて いくことにより、食への関心を高めることができた。また、 和食やだし取組により日本古来の食文化の素晴らしさを感じ る機会となった。	「だしの日」等の食育の取組を市内各施設に広く周知してい く必要がある。	A	継続(現状維 持)	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めることに つなげられるテーマや講師の選定をし、職員のスキルアップに 努めるとともに、SDGsの視点を取りれた食育の推進を図る。
		107	地域での食育の推進【子・ 若計画No.9と共通】	健康増進課	各種イベントや地域での活動機会において、健康推進員連絡 協議会と連携し、栄養や食生活に関する正しい知識や理解の 啓発ができ、食育に関する意識の情勢を図ることが出来まし た。	幼少期の食生活は、子どもの成長や発育に大きく影響するこ とから、各種イベントや地域での活動機会において、食育の 重要性を周知・啓発していく必要があります。	A	継続(現状維 持)	幼少期の食生活は、子どもの成長や発育に大きく影響するこ とに加え、現在の自身の食生活を含む健康への意識や取組な どが、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることか ら、ライフコースアプローチの観点を踏まえた食育の啓発に 取り組みます。
		108	小学校での食に関する指導	学校教育課 学校給食セン ター	やむを得ず資料提供とした時期もあったが、学級担任と栄養 教諭が連携して対象学級において指導を実施することができ た。	授業日数の減少等やむを得ない理由での資料提供以外におい ては、授業の一環としての実施が望ましい。	A	継続(現状維 持)	引き続き、学級担任と栄養教諭が連携して指導を実施する。
		109	非行少年立ち直り支援事業 における少年センターの充 実【子・若計画No.35と共 通】	子ども家庭・ 若者課	非行の課題に悩む保護者や家族からの相談に対して、臨床心 理士によるアセスメントを基にほとんどのケースで適切な支 援、関係機関につなぐことができている。	年度毎の市内中学校・高校の生徒指導上の問題行動の状況、 不良行為で補導される少年や無職少年の増減によって、件数 の変動が大きい。	B	継続(現状維 持)	年度の状況によって変動の大きい相談件数ではなく、「あす くる草津」で直接支援している少年の支援終了率を高めてい く。
		110	SNS等インターネットの 安全利用の啓発【子・若計 画No.92と共通】	子ども家庭・ 若者課	学校において警察とともにSNSの正しい活用について啓発 することは、犯罪被害・加害の防止に有効である。	小学校の卒業時から中学校卒業までに9割以上の児童生徒が所 持するようになり、小学校の高学年での啓発教室の開催が必要 な状況になっている。	A	継続(現状維 持)	小学校への学校訪問によって事業説明を行い、小学校での啓 発教室の拡充を図る。
		111	喫煙、飲酒、薬物等の害に ついての学習の推進【子・ 若計画No.36と共通】	子ども家庭・ 若者課	中学校において警察職員とともに喫煙や飲酒、薬物乱用が心 身に及ぼす悪影響と不良行為・法律違反であることを周知す る貴重な機会となっている。	啓発に使う視聴覚教材が、少年を取り巻く有害環境の変化の スピードに追いついていけなくなっている。	A	継続(現状維 持)	センターでオリジナルの啓発用視聴覚教材を作成し、常に最 新情報に対応できるよう更新する。

施策 基本 目標	施策名	事業		総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
		番号	事業名					
3	施策3 健康な心身を育 てる食育の推進 施策	112	青少年育成市民会議の事業 推進【子・若計画No.80と 共通】	子ども家庭・ 若者課	青少年育成市民会議を中心に家庭・学校・地域・関係団体が 協力して各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供する とともに、大人への啓発活動を実施し、青少年の健全育成を 推進することができた。	A	継続(現状維 持)	青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議の事 業の見直し等を行いながら、引き続き、地域・学校・関係機 関と連携し、各種取組を実施していく。
		113	やまびこ教育相談室の実施 【子・若計画No.37と共 通】	教育研究所	計画的かつ継続的に教育相談や学校支援を行うことができ た。 教室が2か所になったため広域から利用が可能となり利用が 増加している。	A	継続(現状維 持)	・相談室が2拠点となったため、不登校児童生徒の更なる利 用促進につなげる。 ・子どもや保護者理解のため、学校、関係機関との連携を強 化する。
		114	不登校児童生徒支援の充実 【子・若計画No.38と共 通】	児童生徒支援 課	グレードアップ連絡会における小中間の情報共有、ケース検 討およびスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置によ り、不登校の未然防止、早期対応につなげることができた。	B	継続(拡充)	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 時間増加について、今後も県へ要望していくとともに、グ レードアップ連絡会が情報共有のみにならないよう、効果的 な活用について、検討していく。
		115	ことばの教室・通級指導教 室の充実【子・若計画 No.57と共通】	児童生徒支援 課	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの 習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援する ことができた。令和2年度から、通級指導教室は小学校で2 教室、中学校で1教室新設することができた。	B	継続(拡充)	小学校の通級指導教室を2校に1教室以上の設置を目指し、 計画していく。
		116	学校問題相談支援事業（S SW派遣事業）	児童生徒支援 課	スクールソーシャルワーカーを各校に派遣することで、不登 校等子どもを取り巻く諸課題の未然防止、早期対応の充実に つなげることができた。	B	継続(拡充)	スクールソーシャルワーカーの配置時間増加について、今後 も県へ要望していくとともに、市内スクールソーシャルワー カーがチームとして機能するよう、組織体制づくりを行って いく。
4	施策1 子育ての仲間づ くりの場の提供	117	つどいの広場運営事業	子育て相談セ ンター	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で利用者数が少な くなっていたが、少しずつ利用者数が回復しており、令和5 年度においては見込を上回る利用があった。	B	継続(現状維 持)	利用者のニーズを把握できるようアンケート調査を実施し、 今後の施設運営に活かしていく。
		118	子育てサークル活動の支援 事業	子育て相談セ ンター	親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場と しての子育てサークルに対し補助金を交付し、活動を支援す ることができた。	B	継続(現状維 持)	親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場と しての子育てサークルに対し補助金を交付し、活動を支援して いく。
		119	ツイنز・フレンズの充実	子育て相談セ ンター	小さい間に就園される方が多く、支援センター利用者にはお 知らせできるが、就園児・就学児に伝える手段がない状況で ある。土曜日開催で同じ方が続けて来てくださることが多い が、数組は新規の多胎児や妊婦がおられる。	A	継続(現状維 持)	就園児・就学児に知らせる手段（チラシの郵送）を検討す る。必要な事業だと考えるが、平日開催の参加者が少ないた め、検討する必要がある
		120	児童館運営事業	子育て相談セ ンター	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営等の特色を生かし、児童 に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、児童の健全育成 と地域の子育て支援を推進した。	A	継続(現状維 持)	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに 関する指針」なども踏まえながら、民間児童館の創意工夫・ 柔軟な運営等の特色を生かし、児童の健全育成と地域の子育 て支援を推進していく。
	施策2 親育ちを支援す るサービスの充 実	121	妊婦教室	子育て相談セ ンター	参加者は妊婦やその家族との交流や、沐浴体験をしたいとい う希望をもたれている方が多く見受けられる。また、対面の 講座であることや質問にも答えてもらえ「漠然としていた不 安が軽減した」と評価いただいている。	A	継続(現状維 持)	講義や沐浴体験等は経験のある助産師にお願いし、内容につ いてアンケートをもとにより良い方法を検討していく。

施策		事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
4	施策2 親育ちを支援するサービスの充実	122	ブックスタート事業	子育て相談センター	コロナの期間は訪問拒否が多かった。就園している乳児宅の訪問を開始したことで、多くの家庭の状況が把握できるようになった。	少なからず、連絡のつかない家庭や訪問拒否される家庭がある。	A	継続(現状維持)	対象乳児の家庭の状況把握ができ、訪問率が回復しているため現状維持で進めていく。
		123	家庭教育に関する学習機会の提供	幼児課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施設において開催方法を工夫しながら、保護者向けの子育て研修会や講座を開き、子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めることにつながった。	子育て不安などを抱える保護者の増加が顕著であるため、保護者の不安を解消し、「家庭教育力」を高められる取組を推進していく必要がある。	A	継続(現状維持)	乳幼児期における子育ての重要性について理解を深めるために、各施設や関係機関が保護者と協働しながら、創意工夫した取組を行う。
		124	家庭教育サポート事業の推進【子・若計画No.13と共通】	生涯学習課	各学校や市施設で、家庭読書の啓発や情報モラル等の子育てに関することをテーマに講演会の実施やチラシの配布を行い、家庭での教育力の向上を図ることができた。	PTAの活動縮小等により学校行事前後の事業の実施が難しくなっていることから、新たな家庭教育の効果的な発信の場を検討する必要がある。	B	継続(拡充)	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を家庭で身に付けることができるよう、学校や地域等において保護者向けの学習プログラムを提供や情報発信を行い、家庭教育支援の推進を図る。
	施策3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供	125	子育て支援センター機能の充実	子育て相談センター	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で利用者数が少なくなっていたが、少しずつ利用者数が回復しており、令和5年度においては見込を上回る利用があった。	開設日数や規模に差はあるが、各施設で利用者数の差が開いているので、利用者を増加させるような取組ができるよう各施設に引き続き指導していく必要がある。	B	継続(現状維持)	利用者のニーズを把握できるようアンケート調査を実施し、今後の施設運営に活かしていく。
		126	地域子育て支援センターの充実	子育て相談センター	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で利用者数が少なくなっていたが、少しずつ利用者数が回復しており、令和5年度においては見込を上回る利用があった。	開設日数や規模に差はあるが、各施設で利用者数の差が開いているので、利用者を増加させるような取組ができるよう各施設に引き続き指導していく必要がある。	B	継続(現状維持)	利用者のニーズを把握できるようアンケート調査を実施し、今後の施設運営に活かしていく。
		127	子育て支援施設の整備	子育て相談センター	新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で利用者数が少なくなっていたが、少しずつ利用者数が回復しており、令和5年度においては見込を上回る利用があった。	開設日数や規模に差はあるが、各施設で利用者数の差が開いているので、利用者を増加させるような取組ができるよう各施設に引き続き指導していく必要がある。	B	継続(現状維持)	利用者のニーズを把握できるようアンケート調査を実施し、今後の施設運営に活かしていく。
		128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育て相談センター	子育てガイドブックを発行し、関係機関や市民向けに配布している。子育て応援サイト「ばかばかタウン」を運営し、子育て世代へ向けて子育て情報を発信している。	スマートフォンの利用率が高い子育て世代へ向けての情報発信のため、子育て応援サイト「ばかばかタウン」に掲載している情報をさらに充実させていく必要がある。	A	継続(現状維持)	スマートフォンの利用率が高い子育て世代へ向けての情報発信のため、子育て応援サイト「ばかばかタウン」に掲載している情報をさらに充実させていく。
		129	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実【子・若計画No.12と共通】	幼児課	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催した。職員と保護者が共に学ぶ機会をもち、子育て支援情報の提供に努めた。	子どもの人権や子育てをテーマにしながら、保護者の不安感等を解消し、子育てに前向きになれるように内容を工夫していく必要がある。	A	継続(現状維持)	新しい子育て情報の収集に努め、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりに努めていく。
		130	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施	幼児課	窓口や電話において、幅広い経験・知識を生かし、相談者の立場に立った助言を行った。	特になし。	A	継続(現状維持)	引き続き、電話や窓口において、幅広い経験・知識を活かし、相談者の立場に立った助言を実施する。
	施策4 ひとり親家庭の自立支援	131	児童育成クラブ保育料の減免【子・若計画No.63と共通】	子ども・若者政策課	支援の必要な方に適切に支援を行うことができた。	今後も要望に応じて適切に支援を行っていく。	A	継続(現状維持)	今後も要望に応じて適切に支援を行っていく
		132	児童扶養手当【子・若計画No.67と共通】	子ども家庭・若者課	ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給することで、経済的負担の軽減および児童の福祉の増進を図ることができた。また、子ども・子育て支援法等の一部が改正され、令和6年11月分から児童扶養手当の第3子以降に係る加算額が第2子に係る加算額と同額に引き上げられることとなった。	引き続き適正な認定および支給事務を行う必要がある。	A	継続(拡充)	令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」や子ども・子育て支援法等の改正内容を踏まえ、引き続き適正な認定および支給事務を行う。

施策		事業			総評	総評から見てきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
4	施策4 ひとり親家庭の 自立支援	133	ひとり親家庭相談業務の充実【子・若計画No.68と共通】	子ども家庭・若者課	母子父子自立支援員を2名設置し、ひとり親家庭のさまざまな悩みに応じ、経済的自立および安定した生活が送れるよう繰り返し相談支援を実施できた。	DV等、緊急な対応が必要な場合や相談内容が多様化し、関係機関が多岐に渡り、解決に時間を要するなど、年々相談内容が複雑化し、関係機関との連携および総合的な支援より一層必要になっている。	A	継続(現状維持)	関係機関との連携をより強化し、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分把握したうえで、適切な相談支援を行っている。
		134	日常生活支援事業の推進【子・若計画No.69と共通】	子ども家庭・若者課	家庭の状況の変化により、利用希望に応じた急な調整が必要となるが、申請者の家庭のニーズに沿ったサービスが適用できた。	当該事業は滋賀県が実施する事業であり、市は利用者と事業実施者の間を取り持つ機関となっている。このため、市として柔軟な対応ができない部分がある。	B	継続(現状維持)	引き続き、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、制度の周知、活用を図っていく。
		135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実【子・若計画No.70と共通】	子ども家庭・若者課	就職や転職に有利な技能の習得により、経済的自立に向けた支援を行うことができた。	引き続き、ひとり親家庭の自立への相談支援が必要である。	A	継続(現状維持)	引き続き制度の活用により、ひとり親家庭の自立への相談支援を行う。
		136	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭・若者課 家庭児童相談室	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童に対して、自立の促進のためにその生活支援を実施した。	母子の自立の促進のために支援が必要な母子に対し、引き続き支援を行う必要がある。	B	継続(現状維持)	自立の促進のために引き続き支援する必要がある。
		137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成【子・若計画No.71と共通】	子育て相談センター	継続的な利用はあるものの、利用希望者が少なかったため、利用件数が少なくなっている。	ファミリー・サポート・センター事業の周知および利用啓発を行うなかで、ひとり親家庭への利用助成についても特に周知を行い、利用対象者へ情報提供できるようにする必要がある。	B	継続(現状維持)	ファミリー・サポート・センター事業の周知および利用啓発を行うなかで、ひとり親家庭への利用助成についても、特に周知を行っている。
		138	ひとり親家庭の医療費助成【子・若計画No.62と共通】	保険年金課	新型コロナウイルス感染症の拡大により、見込助成件数を下回る年度があったが、近年は見込件数を超える助成を行っている。	今後にも必要な医療費については、継続して助成を行っている。	A	継続(現状維持)	引き続き、必要な医療費の助成を行っている。
5	施策1 地域の子育て力の 向上	139	こどもエコクラブの充実【子・若計画No.3と共通】	環境政策課	「こどもエコクラブ」の市窓口の設置、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣等において、環境教育・学習や当市の環境政策に精通している人材を有している民間団体に委託し、環境学習の充実を図った。	環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣の内容を充実させるとともに、当該団体のノウハウを活用し、こどもエコクラブへの加入の推進を図る。	B	継続(現状維持)	環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣の内容を充実させるとともに、当該団体のノウハウを活用し、こどもエコクラブへの加入の推進を図る。
		140	草津市こども環境会議の開催【子・若計画No.4と共通】	環境政策課	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	対面開催での実施を進めていきたいが、休日開催のため、働き方改革の影響で引率の教職員の動員が困難となってきた。	B	継続(現状維持)	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。多様な企業や団体等へSNSを活用した参加の呼びかけを行うとともに、教育現場からの積極的な参加を推進し、さらに活発な「こども環境会議」の運営に努めます。
		141	地域協働校の推進【子・若計画No.81と共通】	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症拡大により、事業実施予定数が事業数を下回った年度もあったが、学校と地域が連携し工夫を行い事業を実施することができた。	事業に携わっていただく方の高齢化が進み、事業の安定した継続が難しくなっている。今後とも様々な方から支援いただき、学校・家庭・地域が協働して事業を実施していく必要がある。	A	継続(現状維持)	学校・家庭・地域が協働し、それぞれの教育機能を十分に発揮し、互いに協働することにより、子どもたちが健全に育ち、人が輝く地域づくりを進める。
		142	学習ボランティア登録制度の推進【子・若計画No.82と共通】	生涯学習課	ゆうゆうびとバンクとリーフレットの発行により、学習ボランティアの利用促進につなげることができた。	学習ボランティアの利用や問合せが指導分野によって偏りがある。また学習ボランティア登録者数が減少している。	B	継続(現状維持)	引き続き、ゆうゆうびとバンクの登録者を募集をし人材の育成・支援を図るとともに、ボランティア利用の活性化を図ります。
		143	スポーツ教室やイベントの開催【子・若計画No.83と共通】	スポーツ推進課	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベントやスポーツ教室の開催に制限がある期間もあったものの、開催手法を工夫をしながら事業を継続し、子ども達がスポーツに親しむ機会の提供をすることができた。	感染症の流行等、社会情勢の変化があった場合においても、継続的に子ども達がスポーツに親しむことができるよう各種イベントや教室の開催手法について検討をする必要がある。	A	継続(現状維持)	引き続き、各種スポーツ教室やイベント等を開催することで、子どもがスポーツに親しむ機会の創出に取り組んでいく。

施策 基本 目標	施策名	事業		総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針	
		番号	事業名						担当課
5	施策1 地域の子育て力の 向上	144	総合型地域スポーツクラブ への支援【子・若計画 No.84と共通】	スポーツ推進 課	実施予定回数にわずかに届かなかったものの、新規教室の開 設など、概ね計画通りに実施することができた。	新規教室の開設などに取り組んでいるものの、会員数が伸び 悩んでおり、今後会員数の維持・増加に向けた事業展開を検 討する必要がある。	A	継続(現状維 持)	引き続き、総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教 室やイベント等の開催を支援します。
		145	遺跡や文化財の活用を通し た学習の充実【子・若計画 No.85と共通】	歴史文化財課	『教育の場における歴史文化の活用』・『歴史文化を活かし た地域づくりの創出』の実現の為、令和2年度から令和11年 度までの計画期間とする『草津市文化財保存活用地域計画』 に基づき、学校事業の支援や子ども・保護者を交えた中での 各種ワークショップの実践を通し、次代を担う子ども達の地 域の歴史や文化財に関する理解を深める学習機会を創出する ことができた。	・学校連携事業については、随時受け入れを行っているが、 市内にある特定の学校支援にとどまっていることから、積極 的な他校へのさらなる周知が必要と考えられる。 ・次代を担う子どもたちの歴史・文化財に関する理解と関心 を深め、広めるためには、これまで実施してきた各種普及啓 発事業の継続的な実施や親子がともに学ぶ機会（場）の創出 が必要である。	A	継続 (現状維持)	今期においても、学校・家庭・地域等との協働をベースと し、身近にある文化財や歴史に触れる学習機会を継続して創 出することで、子ども・保護者等の歴史・文化への理解・関 心度を深め、次代を担う子どもたちの文化財に対する保護意 識や継承意識の向上に努めたい。
		146	歴史資産を生かした体験機 会の充実【子・若計画 No.86と共通】	草津宿街道交 流館	コロナウイルス流行により集客イベントや団体見学の実施が 憚られる時期もあったものの、主に史跡草津宿本陣という歴 史的空間を生かし、草津の歴史や文化に触れる機会を提供で きた。しかし、定員に対する応募率が100%に達しなかった事 業もあった。	さまざまな角度から歴史や文化への関心を深める事業を実施 するとともに、歴史や文化に興味を持つきっかけ作りを広い 範囲で積極的に行う必要がある。	A	継続(現状維 持)	引き続き、ワークショップなどを実施し、多くの子どもたち に対して草津の歴史や文化に触れる機会を提供する。
		147	子どもの読書活動推進事業 （子ども対象）【子・若計 画No.20と共通】	図書館	新型コロナウイルス感染症の影響下でも工夫して代替企画な どの取組を続けることで、子どもたちへの読書活動を推進す ることができた。	コロナ禍で会場や開催方式を一部変更したことで、通常開催 に戻してからも以前ほど参加者が集まりにくくなった催しも あり、広報や開催方法に工夫が必要である。	A	継続(拡充)	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、 引き続き「おはなしのじかん」等の開催や年齢や対象に応じ た取組を実施していく。新規利用者獲得のため広報などにも より力を入れていく。
		148	子どもの読書活動促進事業 （一般対象）【子・若計画 No.21と共通】	図書館	家庭教育サポート事業(生涯学習課)への講師派遣等は現在毎 年実施ではないが、他の講師派遣依頼時も含め「家でも本を 読もうと思った」という声も多く、家庭での読書推進、図書 館利用の充実につながっている。	講演会の内容によっては多数の参加希望があり、その場合よ り多くの方に参加いただけるような工夫が必要である。また、 参加者が集まらない場合もあり、広報の方法などに工夫が 求められる。	A	継続(現状維 持)	引き続き児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や、依 頼に応じて家庭教育サポート事業(生涯学習課)等への講師派 遣を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組 む。
		149	読書活動支援【子・若計画 No.73と共通】	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を休止され た子ども食堂も多かったが、できる限りの活動支援を継続す ることができた。	環境の変化に敏感な子どもたちも多く、実施場所などの変化 によって、落ち着いて本を楽しんでもらうことができない場 合もあった。活動を継続していくことで慣れていってもら うことや、子どもたちの興味関心にあった本を提供できるよ うにコミュニケーションを図っていくこと必要である。	B	継続(拡充)	引き続き児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や、依 頼に応じて家庭教育サポート事業(生涯学習課)等への講師派 遣を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組 む。また新しい子ども食堂への読書支援をする必要がある。
		150	学校図書館支援事業【子・ 若計画No.22と共通】	図書館	各学校からアンケートをとりながら、巡回図書セットの内容 の見直しや本の入れ替え作業などを行い、学校での自由な読 書や授業に活用につなげることができた。	貸出ができないことや紛失の恐れ等から利用しづらいという 意見が出た。子どもたちが様々な本に触れ、自分で読みたい 本を選んで読む環境を整える必要がある。	A	継続(拡充)	巡回配本「ブックん」は、一定の成果を出したことから、令 和5年度で事業を終了し、新たに移動図書館あおばな号による 市内小学校への個人貸出巡回を実施し、子どもたちの身近な 読書環境整備を強化していく。
		151	学校支援活動事業【子・若 計画No.23と共通】	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、依頼が少なかつ たが、図書館や読書に興味関心を持ってもらう契機となっ ている。	「出張ブックトーク」について、実施校は毎年依頼が来て実 施しているが、未実施校は全く依頼がないため、引き続き 「未実施校」への働きかけが必要である。また実施に向けた 授業時間の確保等学校との連携強化が必要である。	A	継続(拡充)	引き続き学校との連携を深めながら実施し、「出張ブック トーク」については、「未実施校」への働きかけと時間の確 保等学校連携を強化する。
	施策2 多様な保育ニ ーズに対応した サービスの提供	152	病児・病後児保育事業の充 実	子ども・若者 政策課	支援の必要な方に適切に支援を行うことができた。	今後も要望に応じて適切に支援を行っていく。	A	継続 (現状維持)	今後も要望に応じて適切に支援を行っていく。
		153	ファミリー・サポート・セ ンター事業の推進	子育て相談セ ンター	ファミリー・サポート・センター事業の認知度が低く、利用 件数が少なくなっている。	ファミリー・サポート・センター事業の周知および利用啓発 を行い、利用対象者へ情報提供できるようにする必要がある。 。	B	継続(現状維 持)	ファミリー・サポート・センター事業の周知および利用啓発 を行い、利用対象者へ情報提供を行っていく。

施策		事業			総評	総評から見えてきた課題	施策の 進捗度	本施策の 今後の 方向性	次期計画の基本的な施策方針
基本 目標	施策名	番号	事業名	担当課					
5	施策2 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	154	延長保育事業の充実	幼児課 幼児施設課	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、実績値が計画値を下回ったものの、実施する施設が増え、より利便性を高めることができた。	特になし。	A	継続(現状維持)	今後とも利用者のニーズを満たすべく、実施する施設が増加するよう働きかけていく。
		155	預かり保育事業の充実	幼児課 幼児施設課	実施する施設が増え、より利便性を高めることができた。	特になし。	A	継続(現状維持)	預かり保育ニーズに対応するべく、継続して実施していく。
		156	一時預かり事業の充実	幼児課 幼児施設課	実施する施設が増加傾向にあり、より利便性を高めることができた。	特になし。	A	継続(現状維持)	今後とも利用者のニーズを満たすべく、実施する施設が増加するよう働きかけていく。 また、未就園児の利用について、「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据え、事業の位置づけの違いについて整理を行い、事業者および利用希望者に対して周知を図る。
	施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	157	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発【子・若計画No.97と共通】	男女共同参画センター	広報くさつや啓発紙での啓発、講座の開催を通して、男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりの啓発を行うことが出来た。	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりには、事業所の取り組みが必要であり、国県や他機関と連携した事業所への啓発が必要がある。	B	継続(現状維持)	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行う。
		158	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発【子・若計画No.94と共通】	商工観光労政課	商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」等の案内チラシを設置し、また事業所訪問時に改正育児・介護休業法について周知啓発しました。	育児・介護休業法改正から一定期間経過したものの、ワーク・ライフ・バランスおよび雇用環境の充実に向けた取り組みは引き続き必要と考えます。	A	継続(縮小)	商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。